

件名	松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	保険課
関係課	なし
改正対象	松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年松前町条例第12号）
根拠法令等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「改正省令」という。）
改正理由	令和3年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せ、改正省令第2条により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、次の改正を行う。
改正の主な内容	<p>1 質の高いケアマネジメントの推進</p> <p>ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者に、以下について利用者に説明を行うことを新たに求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合 ・ 作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合 <p>2 生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応</p> <p>区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入する。</p> <p>3 感染症対策の強化</p> <p>4 業務継続に向けた取組の強化</p> <p>5 ハラスメント対策の強化</p> <p>6 会議や多職種連携における ICT の活用</p> <p>7 利用者への説明・同意等に係る見直し</p> <p>8 記録の保存等に係る見直し</p> <p>9 運営規程等の掲示に係る見直し</p> <p>10 高齢者虐待防止の推進</p> <p>11 介護保険等関連情報を活用しながら、介護サービスの質の評価を行い、質の高いサービスの提供を推進</p>

施行日	令和3年4月1日。第16条第21号については、同年10月1日。
【その他参考事項】	